質問回答

NO.		回答
1	1）仕様書 4（1）参照資料について 仕様書4(1)「大阪・関西万博の開催結果を踏まえた循環経済に対する実態把握及び課題の抽出を行う」とありますが、本業務の提案および実施にあたり、具体的に参照すべき指定の調査資料・報告書等はございますでしょうか。または、事業者が独自に収集・選定した資料を基に提案を作成する想定でしょうか。	具体的に参照すべき調査資料・報告書等の指定はありません。事業者が独自に収集・選定した資料を基に提案していただいて問題ございません。
2	（2）別添 5「２．１ 仕様書４（１）」作成要領について 別添5　「２．１ 仕様書４（１）の業務内容 横浜グリーンエクスポにおける循環経済の実現と加速に資する取組を実施するために、大阪・関西万博の開催結果を踏まえた循環経済に対する実態把握と課題の抽出方法、また、留意すべき９つの点を整理するために必要な事項等について、具体的に提案すること。」とあります。 ・こちらの「必要な事項等」とは、「留意すべき 9 つの点」それぞれに対して 1 事項ずつ提案・整理する形式という理解でよろしいでしょうか。 ・その場合、提出様式のボリュームとしては「各事項につき A4 版 1 枚以内（計 9 枚程度）」を目安として作成することで問題ないでしょうか。	9つの留意点それぞれについて、必ず１事項ずつ提案・整理を求めるものではありません。各留意点の相互の関連性も踏まえ、分かりやすく整理してください。なお、複数の事項として整理する場合は、別添4の作成注記に従い、それぞれA4版1枚以内で作成してください。このため、必ず計9枚程度とする必要はありません。
3	提案書記載項目および構成（追加業務等）について 提案書の指定ページ数や採点項目を確認したところ、仕様書 4（2）や（3）(エ)以降に関する記述項目の明確な指定が見受けられません。 ・これらの項目（仕様書 4（2）、（3）(エ)以降）についての提案記述は不要という理解でよろしいでしょうか。 ・もしこれらの項目についても提案が必要である場合、別添 5「２．４ 追加業務の提案」欄に記載するのではなく、別添資料として添付・記載すべきでしょうか。	・仕様書4（2）及び4（3）（エ）以降について、個別の提案書記載欄は設けていませんが、これらの業務を実施するための基本的な考え方、実施方法、実施体制、スケジュール等については、提案書の関連する項目において、必要に応じて記載してください。 なお、これらは仕様書に定める業務であるため、別添5「2.4 追加的業務の提案」に記載する必要はありません。添付資料を用いる場合も、関連する評価項目との関係が分かるよう、提案書本体に要点を記載してください。
4	(4) 共同企業体（JV）等による提案・提出書類および参加要件について 共同企業体（JV）として提案書を提出する場合について、以下の点をご教示ください。 ・提案書表紙（別添4）、全省庁統一資格審査結果通知書の写し、各種認定等の証明書類は、構成員ごとにそれぞれ作成・添付する必要があるでしょうか。あるいは代表事業者が取りまとめて作成・提出する形式でしょうか。 ・提案書「5. 組織の実績」について、様式注釈にて「A4版4枚以内、10件まで」との指定がありますが、JVで提案する場合、構成員ごとにそれぞれA4版4枚以内（各社10件まで）で作成・提出してよろしいでしょうか。それともJV全体で取りまとめてA4版4枚以内（合計10件まで）の制限となるでしょうか。 ・提案項目「8. 中小企業等の賃上げの実施」に係る加点（10点）の適用にあたっては、代表事業者が「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出すれば加点対象となりますでしょうか。または、構成員全員（あるいは中小企業に該当する構成員）での提出が必要でしょうか。	JVでの参加はできない（JVとして全省庁統一資格申請ができない）ため、複数事業者で実施する場合は共同実施を想定して提案願います。 ・提案書表紙（別添4）は、代表事業者が取りまとめの上、1部作成してください。 全省庁統一資格審査結果通知書の写し及び各種認定等の証明書類についても、代表事業者のものを提出してください。 なお、代表事業者と構成員が保有する認定等を組み合わせて評価を受けることはできません。例えば、構成員が代表事業者より高い評価点に該当する認定を有している場合であっても、当該構成員の認定を用いて加点を受けることはできません。 ・「5. 組織の実績」については全体で取りまとめ、A4版4枚以内、合計10件までとして作成してください。構成員ごとにA4版4枚・10件まで作成できるという趣旨ではありません。 ・加点（10点）の適用に当たっては、代表事業者の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」のみを提出してください。 構成員全員の表明書を提出する必要はありません。

5	(5) 別添5「２．２ 仕様書４（３）（ア）」における複数事項の捉え方について 別添5「２．２ 仕様書４（３）（ア）の業務内容」の注記に「※Ａ４版１枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれＡ４版１枚以内ずつとする。」とあります。 例えば、「キャッチフレーズの検討・選定工程」と「メインビジュアルの検討・選定工程」をそれぞれ別の事項として定義し、キャッチフレーズでA4版1枚、メインビジュアルでA4版1枚（計2枚）として提案を作成・提出することは可能でしょうか。	可能です。 「キャッチフレーズの検討・選定工程」と「メインビジュアルの検討・選定工程」をそれぞれ別の事項として提案する場合は、キャッチフレーズについてA4版1枚以内、メインビジュアルについてA4版1枚以内の計2枚として作成・提出して差し支えありません。 ただし、「複数の事項を提案する場合」とは、仕様書及び提案書作成要領に示された業務内容に照らして、内容上、別個の事項として整理できる場合を想定しており、同一の事項を作業工程等に応じて任意に細分化し、ページ数を増やすことを認める趣旨ではありません。
6	(6) 別添5「２．３ 仕様書４（３）（イ）（ウ）」における複数事項の捉え方について 別添5「２．３ 仕様書４（３）（イ）（ウ）の業務内容」の注記に「※Ａ４版１枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれＡ４版１枚以内ずつとする。」とあります。 例えば、「会場レイアウト」と「演出」をそれぞれ別の事項として捉え、会場レイアウトの検討方法でA4版1枚、演出の検討方法でA4版1枚（計2枚）として提案を作成・提出することは可能でしょうか。	可能です。 「会場レイアウト」と「演出」をそれぞれ別の事項として提案する場合は、会場レイアウトの検討方法についてA4版1枚以内、演出の検討方法についてA4版1枚以内の計2枚として作成・提出して差し支えありません。 ただし、（5）と同様、仕様書及び提案書作成要領に示された業務内容に照らして、内容上、別個の事項として整理できる場合を想定しており、同一の事項を任意に細分化してページ数を増やすことを認める趣旨ではありません。
7	(7) 別添5「２．４ 追加的業務の提案」における「各提案ごと」の解釈について 別添5「２．４ 追加的業務の提案」の注記に「※各提案ごとにＡ４版１枚以内とする。」とあります。 こちらは、提案者の判断において内容が異なる独立した業務（例：広報強化案、事前学習連携案など）として定義・区分した場合、各追加提案につきA4版1枚ずつ（複数案提案の場合はその提案数分の枚数）で作成・提出して問題ないかご教示ください。	ご認識のとおりです。 内容の異なる独立した追加的業務として提案する場合は、各追加提案につきA4版1枚以内として作成・提出して差し支えありません。したがって、複数の追加提案を行う場合は、その提案数に応じた枚数で作成することが可能です。 ただし、（５）（６）同様に同一又は一連の提案内容を任意に細分化し、提案数及びページ数を増やすことを認める趣旨ではありません。
8	(8) 提案書全体のページ数上限および厳格性について 別添5の各作成注記において「A4版〇枚以内」等の目途が示されていますが、提案書全体（表紙・目次・添付資料を除く）としての絶対的な上限ページ数の指定はありますでしょうか。また、複数の事項等を提案した結果として提示枚数の目安を超過した場合、採点上不利になったり要件不適合（不合格）となったりすることはありますでしょうか。	提案書全体について、各項目に定める枚数制限とは別に、一律の上限ページ数は設けていません。 一方、各項目に示している「A4版〇枚以内」は目安ではなく、各項目の上限となりますので、当該枚数以内で作成してください。 また、「複数の事項を提案する場合はそれぞれA4版1枚以内」又は「各提案ごとにA4版1枚以内」としている項目については、仕様書及び提案書作成要領に照らして別個の事項又は提案として整理できる場合には、複数枚となることは差し支えありません。その結果として提案書全体のページ数が増えること自体をもって、採点上不利に取り扱い、又は要件不適合とすることはありません。
9	(9)「はじめに」の記載・配置（評価項目「0 仕様書の遵守」）および執行体制の記載方法について 提案書作成要領「1. 提案書の構成及び作成方法 1)」にて指定されている「はじめに」の記述要件は、評価項目「0 仕様書の遵守」における必須要件と同義という理解でよろしいでしょうか。また、当該「はじめに」の文章は、表紙または目次ページ後に配置して作成・提出することで問題ないでしょうか。	「はじめに」については、提案書作成・審査要領に記載している文章を必ず記載してください。表紙及び目次の後に配置していただいて差し支えありません。 なお、「はじめに」の記載要件と評価項目「0 仕様書の遵守」は同義ではありません。「はじめに」は仕様書を遵守する旨を明示するための必須の記載ですが、評価項目「0 仕様書の遵守」については、提案書全体として、仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容がないことを確認するものです。 また、共同実施として提案する場合の執行体制については、代表事業者及び各構成員の担当業務や役割分担等が分かるように記載してください。提案書作成・審査要領では、業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめることとしています。